

6 類型6) NF 等の情報公開に問題がある場合 ～情報隠蔽、説明責任違反

<事例>

ある NF では、新シーズンを開始するに当たり、対象スポーツで使用するボールについて、その反発係数を変更したにもかかわらず、対外的に一切発表していませんでした。

使用する選手の申告により、この問題が明らかになりました。この NF は、どのように対応すべきだったのでしょうか。

◆ 対応のポイント

NF は、多様なステークホルダー(利害関係者)を有する極めて公共的な団体であり、このようなステークホルダー(利害関係者)の利益に関わる情報に関しては、積極的に開示することが求められます。

◆ グッドガバナンスに基づく実践案

(1) 透明性と説明責任

NFが、選手、指導者や審判等のNF構成員以外にも、スポンサー、メディア、ファン等、多様なステークホルダー(利害関係者)に影響を及ぼす極めて公共的な団体であることからすれば、運営に関わる重要情報を積極的に開示して、組織における意思決定の透明性を確保し、適正に説明責任を果たすことが要求されます。

この事例のような、競技で使用する用具やスポーツルールの変更については、選手、指導者や審判等現場の人間にとっては競技生活を送る上で極めて影響のある情報な上、スポンサー、メディア、ファン等、スポーツを見る側の人間にとっても、スポーツの性質を変えかねない重大な問題です。このような重大な影響のある問題である以上、きちんと公表すべきでしょう。

(2) 開示すべき情報の範囲

NF組織運営におけるフェアプレーガイドラインでは、このようなNFに対する透明性と説明責任という要請を踏まえ、以下のような事項に関し、ウェブサイト等で、情報開示することを推奨しています。

確かに、事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報等については、公開できないものがあることも事実ですが、業務の適正な遂行に支障を及ぼさない限り、公開することが望ましいでしょう。

- ① NFの組織図、役員構成、各機関の責任者等の名前、経歴等
- ② NF運営の基本計画及びその実施状況
- ③ 会議体の決議に関する議事録
- ④ 財務に係る書類等の報告
- ⑤ NFの全ての運営規程
- ⑥ NFの紛争解決制度に関する規程
- ⑦ 不祥事対応、再発防止策の達成状況
- ⑧ その他NF運営に関する報告書、競技会情報

◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

・149 ページ 「6 NF の情報公開に関するフェアプレーガイドライン (1) ウェブサイト等による情報提供」